

JA 水戸総合ポイントサービス制度会員規約

平成 25 年 7 月 30 日現在

JA 水戸 総合ポイント制度は、水戸農業協同組合（以下、「当 JA」という）が地域の皆様に愛される組織であり続けるために、当 JA の総合性を活かす一つ的手段として「組合員メリットの明確化による満足度の向上」、「協同活動を通じた新たな仲間づくり」、「地域の活性化」をめざしておこなうサービスです。

本規約は、総合ポイント制度会員（以下、「会員」という）の利用状況に応じて、当 JA が提供する「JA 水戸総合ポイント制度」に関する取扱いを定めたものです。本制度の申し込みにあたっては、下記条項のほか、別途当 JA が定める各関連規定などが適用されることに同意したものといたします。

第 1 条 会員資格

会員は原則として 18 歳以上の個人または、当 JA が認めた法人・団体とし、本規約を承認したうえで入会を申し込みし、当 JA がこれを承諾した方とします。なお、未成年の方は保護者の同意が必要となります。

第 2 条 入会方法

原則として所定の加入申請書に必要事項（ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号等）をすべてご記入いただき、ご本人が申し込みするものとします。

第 3 条 入会金、年会費

入会金、年会費は無料です。

第 4 条 会員カードの発行と取扱い

- (1) 加入申し込みの後、本サービスを受ける場合に必要の会員カードを発行し、郵送にてお送りします。本サービスを受ける際にご提示ください。
- (2) 会員カードは、ご本人のみがご利用いただけます。ご本人以外の方に貸与・譲渡することはできません。

第 5 条 会員特典

- (1) 当 JA が指定する支店・事業所でのご利用状況に応じてポイントが積立てられます。なお、対象となる事業・取引の詳細は当 JA が定めるポイント付与基準によります。
- (2) ポイント会員特典はご本人のみご利用いただけます。
- (3) ポイントの累計は最寄りの当 JA 支店・営農資材センターで確認することができます。

第 6 条 ポイントの付与と還元

- (1) ポイントの付与および還元は、当 JA が定める付与基準および還元基準に基づきます。
- (2) ポイント付与基準および還元基準については、当 JA のホームページや店頭表示および書面による通知のいずれかの方法で告知します。
- (3) ポイント付与の対象となる取引について、取消・解約・返品等された場合には、原則その金額に見合うポイントを減算させていただきます。未払の場合には、その金額に見合うポイントを減算させていただくことができます。
- (4) ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日が属する当 JA の事業年度から起算して 2 年度目の事業年度末（毎年 1 月末日）までとし、それ以降は無効となります。

第7条 届出事項の変更

ポイント会員の住所・氏名・電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかに最寄りの当 JA 支店・営農資材センターへお申し出ください。申し出がない場合には、連絡・通知が届かず、特典を受けられない場合があります。また、この申し出を怠ったことにより生じた損害については、当 JA は一切の責任を負いません。

第8条 会員カードの紛失・盗難・破損

会員カードの紛失・盗難・破損その他の事由により他人に使用された場合の損害については会員の負担となりますので、会員カードの管理には十分にご注意ください。

会員カードの紛失・盗難・破損等が発生した場合、速やかに当 JA 支店・営農資材センターへお申し出ください。新しいカードを発行いたします。

第9条 解約等

- (1) 本契約は、会員または当 JA のいずれか一方の事情でいつでも解約することができます。ただし、当 JA に対する解約の通知は当 JA 所定の書面によるものとします。なお、解約した場合のポイント残高は無効となります。
- (2) 前項の規定により、当 JA の都合により本契約を解約したときは、郵便等で会員宛に通知いたします。解約によって生じた損害については、当 JA は一切の責任を負いません。
- (3) 会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当 JA は会員に通知することなく、いつでも本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。
 - ①会員が当 JA において利用した事業について、当 JA に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合。
 - ②会員が本規約や当 JA との他の取引約定に違反した場合。
 - ③住所変更の届出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由によって当 JA において会員の所在が不明となった場合。
 - ④会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申し立てがあった場合。
 - ⑤上記以外に、当 JA が本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合。

第10条 事故防止を目的とした本人確認

ポイントや特典のご利用の手続きに際して、不正取得による事故防止および不正使用防止を目的として、必要に応じて本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。

第11条 ポイントの名寄せ

ポイント残高及び明細は、同一世帯の会員へまとめることができます。明細は合計値となります。ポイントを名寄せする際には、所定の申請書に記入のうえ、最寄りの当 JA 支店・営農資材センターへお申し出ください。

第12条 ポイント残高の譲渡・相続

ポイント残高は、同一世帯の会員へ譲渡できます。また、相続の場合は、相続人の会員に引き継ぐことができます。ポイントを譲渡・相続する際には、所定の申請書に記入のうえ、最寄りの当 JA 支店・営農資材センターへお申し出ください。

第 13 条 免責事項

- (1) 災害・事変等当 JA の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、ポイントの取扱が遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当 JA は一切の責任を負いません。
- (2) 前項において当 JA の責めに帰すべき事由がある場合、特別損害については、当 JA の予見可能性の有無にかかわらず、当 JA は一切の責任を負いません。ただし、当 JA に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。

第 14 条 サービス内容の改廃および規約の変更

- (1) 総合ポイント制度の内容やポイント付与基準・還元基準は、当 JA の事情により改廃することがあります。
- (2) 本規約は、当 JA の事情により変更することがあります。規約の変更日より前に入会した会員も、規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当 JA は一切の責任を負いません。
- (3) 前各号の改廃及び変更については、当 JA のホームページや店頭表示および書面による通知のいずれかの方法で告知します。

第 15 条 個人情報の収集・保有・利用

- (1) 会員は、申し込み時点で以下について同意したものとします。
当 JA とポイント制度運営にかかる下記の委託先が、会員の個人情報について保護措置を講じたうえで相互に提供し、下記の目的に使用すること。

【委託先】

委託先名称：茨城県農業協同組合中央会、(株)茨城県農協電算センター

【利用の目的】

- ①当 JA が委託先と連携しておこなう当制度の運営や研究・開発。
- ②当 JA が取り扱う信用・共済・営農・経済等各事業、ならびに各事業に付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、およびこれらの研究や開発。
- ③上記②記載の商品やサービスなどの提供に際して、当 JA がおこなう判断、各種リスクの把握および管理。

【情報の範囲】

会員の住所・氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス等の連絡先に関する情報、利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報、金融機関番号・支店番号・口座番号等の管理番号のうち、当 JA および委託先がそれぞれに保有する情報。

- (2) 法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
- (3) 本規約に基づく総合ポイント制度の業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該委託業務先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを委託します。